

大多喜町まちづくり提言事業補助金交付要綱

平成18年9月29日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が主体となり、町の地域資源の活用又は定住若しくは交流人口の増加を図ることを目的とした公益性のあるまちづくり提言事業を実施する場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付することについて、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項第3号及び第4条第1項に定めるもののほか、歴史、文化、特産品等地域に存在する特徴的なものをいう。

定住 町内居住者が引き続き町内に住み続けること又は町外居住者が町内へ移り住むことをいう。

交流 観光、レジャー、体験、学習、文化鑑賞等を目的として町へ訪れることをいう。

まちづくり提言事業 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 自ら主導し、及び実施する事業であること。

イ 町の活性化に寄与する事業であって、主たる活動の範囲が町内であること。

ウ 町の財源による補助金等を受けた事業でないこと。

エ 1会計年度内で実施する事業であること。

オ 補助期間終了後も継続した事業の実施又は効果が見込まれること。

カ 町内において、町民を主体とした他の団体等により実施されたことのない事業（類似の事業を含む。）であること。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、事業に必要な次に掲げる経費とする。

事業の実施のために依頼した講師及び専門家 (補助団体の構成員は除く。) への謝礼に係る経費

チラシ、ポスター、看板等事業の周知を図ることを目的として作成するものに係る経費

消耗品及び原材料に係る経費

事業の実施のための通信に係る経費

事業の実施に直接寄与する機器類、施設等の借りに係る経費

事業の実施に直接寄与する備品の購入に係る経費のうち、必要と認める経費

保険 (家屋に係る火災及び地震の保険料は除く。) に係る経費

その他事業の実施のために町長が必要かつ適正と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助金の対象経費としない。

人件費 (前項第 1 号に掲げる謝礼を除く。) 及び飲食に係る経費

記念品、商品券その他の金券の購入に係る経費

土地及び建物 (家賃に係る経費を含む。) に係る経費

領収書その他の証拠書類により事業実施者が支払ったことが明確に確認できない経費

団体の経常的な運営に係る経費

その他補助事業に直接関係のない経費及び町長が社会通念上適正でない
と認める経費

(補助対象団体)

第 4 条 補助金を受けることのできる団体は、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

3 人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が本町に住所を有し、若しくは勤務する者又は町内の学校に通学する児童若しくは生徒の団体であること。

活動拠点が本町にあること。

営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とする団体でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体ではないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で1件当たり50万円を限度とする。ただし、補助対象団体が他の補助金等を受けている場合の補助対象経費の額は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除して得た額とする。

- 2 補助金は、1会計年度において1団体の1事業に対し交付する。
- 3 1事業に対する補助金の交付は、3回を限度とする。
- 4 補助金の交付は、毎年度申請に基づき審査により決定する。

（補助事業の公募）

第6条 町長は、期間を定め、補助事業を募集するものとする。

- 2 町長は、補助事業を募集するに当たり、大多喜町まちづくり提言事業募集要項（以下「募集要項」という。）を定めて公表するものとする。
- 3 募集要項には、補助事業の審査方法及び基準を記載するものとする。

（補助金の内定）

第7条 募集要項に基づき、第2次審査を行い、補助事業として採用するかを通知するものとする。

- 2 第2次審査は、町長が指名した審査委員により行う。
- 3 採用された団体に対し、補助金の内定を通知する。

（交付申請）

第8条 前条第3項の規定により内定通知を受けた団体は、補助金を受けようとするときは、規則第3条の規定により交付申請書を提出する。この場合において、同条第2項第4号に規定する書類は、募集要項で定める企画提案書とする。

（実績報告書の添付書類）

第9条 規則第12条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

領収書の写し

写真

(実績報告書の公表)

第10条 町長は、規則第12条に定める実績報告書の内容を公表するものとする。

(関係書類の整理等)

第11条 補助を受けた団体は、補助事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日告示第15号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第17号)

この告示は、平成28年3月24日から施行する。